

## 「すみだ子育てアプリ」情報掲載規約

平成30年 3月 29日決定

(趣旨)

第1条 本規約は、墨田区が提供する「すみだ子育てアプリ」(以下「アプリ」という。)におけるイベント及び子育て関連事業の掲載条件を規定するものである。

(対象イベント及び子育て関連事業)

第2条 アプリに掲載するイベント情報及び子育て関連事業は、原則として墨田区内を開催地とし、主に妊婦及び小学校低学年までの子どもとその保護者を対象とするものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共機関が主催、共催若しくは後援をするもの又は公共機関から掲載依頼のあったもの
- (2) 目的及び内容が、子ども・子育て支援に寄与するものであって公共性の高いもの
- (3) その他子ども・子育て支援部長が必要であると認めるもの

2 入場料その他の費用を徴収するものにあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であるものとする。

3 前項の規定に該当するイベント情報及び子育て関連事業であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、アプリへの掲載は行わないものとする。

- (1) 法令に違反又は違反するおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 特定の政治団体又は宗教団体を支持し、支援し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (4) 特定の思想又は主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 主に直接的な営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (7) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
- (8) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になるもの
- (9) 行政の運営に支障を来すもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援部長が不適當であると認めるもの

(申請手続等)

第3条 イベント情報又は子育て関連事業情報について、アプリへの掲載を希望するもの(以下「申請者」という。)は、掲載希望日の1か月前までに、「すみだ子育てアプリ」イベント情報掲載申請書(様式第1号)若しくは「すみだ子育てアプリ」事業情報掲載申請書(様式第2号)に次に掲げる資料を添えて提出しなければならない。ただし、区が主催、共催、後援をするものについては、申請書の提出を省略できるものとする。

- (1) 主催者の活動目的・内容が分かる書類
- (2) イベントの目的・計画が分かる書類
- (3) 役員その他事業関係者の住所、役職名等が分かる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援部長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1申請者当たり1か月につき2件までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援部長が特に認めるときは、この限りでない。

4 申請書の提出がなされた場合、申請者は本規約の内容を承諾したものとみなす。

(決定)

第4条 子ども・子育て支援部長は、第3条第1項の申請書を受け付けたときは、その内容を審査の上、その諾否を決定し、申請者にその結果を「すみだ子育てアプリ」(イベント・事業)情報掲載通知書(様式第3号)により通知するものとする。この場合において、子ども・子育て支援部長が必要と認めるときは掲載に当たり、必要な条件を付することができる。

2 第3条第1項の申請書の記載事項に変更が生じた場合は、申請者は、速やかに再申請をしなければならない。

(決定の取消し)

第5条 子ども・子育て支援部長は、前条の規定により掲載を決定したイベント情報又は子育て支援関連事業情報が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その決定を取り消すことができる。

(1) 申請書の記載事項に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第2条の規定に違反する事実が判明した場合

(3) 法令又はアプリへの掲載の決定に付した条件に違反した場合

2 子ども・子育て支援部長は、前項の規定によりアプリへの掲載の決定を取り消したときは、その理由を付して当該決定を受けたものに「すみだ子育てアプリ」(イベント・事業)情報掲載取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(サービスの中断又は停止)

第7条 子ども・子育て支援部長は、次のいずれかに該当する場合、申請者の承諾なしにサービスの一部若しくは全部を一時中断し、又は停止する場合がある。

(1) システム定期保守、更新及び緊急の場合

(2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、サービスの提供が困難となった場合

(3) インターネットを通じての不正な侵入により、サービスの提供が困難となった場合

(4) その他不測の事態によりサービスの提供が困難であると判断した場合

2 前条各号の事態に伴い、申請者に不利益、損害が発生した場合、子ども・子育て支援部長はその責任を負わないものとする。

(区の免責)

第8条 本アプリの動作に係る不具合、提供の遅延又は中断をしたことに起因して申請者又は第三者が被った損害について、理由の如何を問わず、子ども・子育て支援部長は一切の責任は

負わないものとする。

- 2 本アプリ及び本サービスにより提供される情報は、内容の正確性、完全性、信頼性及び最新性を担保するものではなく、提供された情報に起因して第三者が被った損害について、理由の如何を問わず、子ども・子育て支援部長は一切の責任を負わないものとする。
- 3 本アプリで提供された情報に起因して申請者と第三者との間において生じた取引、連絡、それに伴い発生した紛争等について、子ども・子育て支援部長は一切の責任を負わないものとする。

付則

この規約は、平成30年4月1日から適用する。